

〇栃木県生活環境の保全等に関する条例

平成十六年十月十四日

栃木県条例第四十号

栃木県生活環境の保全等に関する条例をここに公布する。

栃木県生活環境の保全等に関する条例

栃木県公害防止条例(昭和四十七年栃木県条例第八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 公害の防止のための工場等に関する規制等

第一節 特別の排出等の基準(第四条)

第二節 規制基準(第五条・第六条)

第三節 ばい煙、粉じん及び排出水に係る規制(第七条—第十八条)

第四節 土壌及び地下水の汚染の防止に係る規制(第十九条—第二十四条)

第五節 騒音、振動及び悪臭に係る規制(第二十五条—第三十六条)

第六節 特定建設作業に係る規制(第三十七条—第三十九条)

第六節の二 地盤の沈下の防止のための措置(第三十九条の二—第三十九条の八)

第七節 化学物質の適正な管理のための措置(第四十条・第四十一条)

第八節 公害の防止等に関するその他の措置(第四十二条—第五十条)

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 地球温暖化の防止(第五十一条—第五十三条)

第二節 フロン類の排出の抑制(第五十四条・第五十五条)

第三節 自動車排出ガスの排出の抑制(第五十六条—第五十九条)

第四節 生活排水対策の推進(第六十条・第六十一条)

第五節 日常生活等に伴う騒音等の防止(第六十二条)

第五節の二 地盤の沈下の防止対策の推進(第六十二条の二)

第六節 環境物品等の調達の推進(第六十三条・第六十四条)

第四章 雑則(第六十五条—第六十八条)

第五章 罰則(第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、栃木県環境基本条例(平成八年栃木県条例第二号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公害 栃木県環境基本条例第二条第三項に規定する公害をいう。

二 環境への負荷 栃木県環境基本条例第二条第二項に規定する環境への負荷をいう。

三 ばい煙 次に掲げる物質をいう。

イ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(イに掲げるものを除く。)であって規則で定めるもの

四 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

五 排出水 汚水(廃液を含む。以下同じ。)に係る特定工場等から、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百十八号)第二条第一項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)に排出される水をいう。

六 ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。

七 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しくばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設であって規則で定めるものをいう。

八 特定工場等 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

九 特定建設作業建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

十 規制基準 特定施設又は特定工場等から発生し、排出され、又は飛散するばい煙等の濃度、量又は程度(以下「濃度等」という。)についての許容限度をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、栃木県環境基本条例第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの適切な役割分担の下に相互に協力し、及び連携することにより、公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減が図られるよう努めるものとする。

第二章 公害の防止のための工場等に関する規制等

第一節 特別の排出等の基準

第四条 県は、公害を防止するため必要があると認めるときは、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項の規定に基づく同法第三条第一項の排出基準に代えて適用すべき排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準を別に定めるものとする。

第二節 規制基準

(規制基準の設定)

第五条 知事は、公害を防止するため必要な限度において、ばい煙、粉じん、排水、騒音、振動及び悪臭に係る規制基準を規則で定めるものとする。

2 知事は、公害を防止するため必要があると認めるときは、土壌の汚染又は地盤の沈下に係る規制基準を前項に準じて定めることができる。

(規制基準の遵守義務)

第六条 特定工場等を設置している者は、当該特定施設又は特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

第三節 ばい煙、粉じん及び排水に係る規制

(特定施設の設置の届出)

第七条 ばい煙、粉じん又は汚水に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 特定工場等の名称及び所在地

三 特定施設の種類及び種類ごとの数

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法(粉じんに係る特定施設にあっては、特定施設の使用及び管理の方法)

六 公害の防止の方法

七 その他規則で定める事項

(経過措置)

第八条 一の施設がばい煙、粉じん又は汚水に係る特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙、粉じん又は汚水に係る特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第九条 第七条又は前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る第七条第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第七条又は第八条の規定による届出をした者は、当該届出に係る第七条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第七条又は第八条の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第七条又は第八条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条又は第八条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第十二条 知事は、第七条又は第九条の規定による届出(粉じんに係る特定施設の届出を除く。以下この条及び次条において同じ。)があった場合において、当該届出に係る特定施設又は特定工場等に係るばい煙又は排水の濃度等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は公害の防止の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

2 知事は、第七条又は第九条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設又は特定工場等に係るばい煙又は排水の濃度等が規制基準に適合せず、かつ、前項の規定による命令によっては当該特定施設又は特定工場等に係るばい煙又は排水の濃度等を当該規制基準に適合させることが著しく困難であると認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の設置又は変更に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十三条 第七条又は第九条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から六十日を経過した後で

なければ、それぞれ、当該届出に係る特定施設を設置し、又は当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の防止の方法を変更してはならない。

2 知事は、第七条又は第九条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(排出水の排出方法)

第十四条 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の状況及びその利水の状況を考慮して、当該特定工場等の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(屋外燃焼行為の制限)

第十五条 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、ゴム、皮革、合成樹脂、木材、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）、繊維（植物繊維を除く。）その他燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるもの（以下この条において「燃焼禁止物質」という。）を屋外において燃焼させてはならない。

一 規則で定める焼却炉を用いて行う燃焼禁止物質の燃焼

二 法令又はこれに基づく処分により行う燃焼禁止物質の燃焼

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない燃焼禁止物質の燃焼又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である燃焼禁止物質の燃焼として規則で定めるもの

(改善命令等)

第十六条 知事は、特定施設又は特定工場等に係るばい煙、粉じん又は排出水の濃度等が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設又は特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくは公害の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(勧告等)

第十七条 知事は、第十四条又は第十五条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(改善措置の届出)

第十八条 第十二条第一項、第十六条又は前条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善措置をとったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第四節 土壌及び地下水の汚染の防止に係る規制

(特定有害物質管理基準の設定)

第十九条 知事は、特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を製造し、使用し、又は処理する施設であつて規則で定めるもの（以下「特定有害物質使用施設」という。）の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準（以下「特定有害物質管理基準」という。）を規則で定めるものとする。

(特定有害物質管理基準の遵守義務)

第二十条 特定有害物質使用施設を設置している者（以下「特定有害物質使用事業者」という。）は、特定有害物質管理基準を遵守しなければならない。

(地下浸透の制限)

第二十一条 何人も、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるもの（第四十九条第一項において「地下浸透禁止物質」という。）を含む汚水（これを処理したものを含む。）を地下に浸透させてはならない。

(改善命令等)

第二十二条 知事は、特定有害物質使用事業者が特定有害物質管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定有害物質使用施設の構造若しくは特定有害物質の管理の方法の改善を命じ、又は当該特定有害物質使用施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(勧告等)

第二十三条 知事は、第二十一条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十四条 第十八条の規定は、第二十二条又は前条第二項の規定による命令を受けた者について準用する。

第五節 騒音、振動及び悪臭に係る規制

(特定施設の設置の届出)

第二十五条 工場又は事業場（騒音、振動又は悪臭（以下「騒音等」という。）に係る特定施設が設置されていないものに限る。）に係る特定施設を設置しようとする者は、当該特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定工場等の名称及び所在地

三 特定施設の種類及び種類ごとの数

四 特定施設の使用の方法（悪臭に係る特定施設にあつては、特定施設の構造及び管理の方法）

五 公害の防止の方法

六 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第二十六条 一の施設が騒音等に係る特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が騒音等に係る特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の種類の等の変更の届出)

第二十七条 第二十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第二十五条第一項第三号から第五号まで(騒音に係る特定施設にあっては、同項第三号又は第五号)に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、騒音に係る特定施設の同項第三号に掲げる事項の変更が当該特定施設の種類の数ごとの数を減少するものである場合若しくはその数を当該特定施設の種類の数に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加するものである場合又は振動に係る特定施設の同号に掲げる事項の変更が当該特定施設の種類の数ごとの数を減少するものである場合は、この限りでない。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第二十八条 第十条及び第十一条の規定は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による届出をした者について準用する。

(計画変更勧告)

第二十九条 知事は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置又は公害の防止の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(拡声機の使用の制限)

第三十条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の音量、使用時間及び使用方法に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 何人も、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から拡声機を使用して商業宣伝を行ってはならない。

(飲食店等営業の騒音の制限)

第三十一条 飲食店、娯楽場その他の営業であつて規則で定めるもの(以下「飲食店等営業」という。)を営む者は、当該営業を営む場所において、午後十時から翌日の午前六時までの間は、規則で定める基準を超えて騒音が発生させてはならない。

(深夜における音響機器の使用の禁止)

第三十二条 深夜における騒音の防止を図る必要がある地域として知事が指定する地域内において飲食店等営業のうち規則で定めるものを営む者は、当該営業を営む場所において、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(悪臭の防止のための措置)

第三十三条 工場又は事業場(悪臭に係る特定工場等を除く。以下この条において同じ。)を設置している者は、当該工場又は事業場における悪臭の発生を防止するため、工場又は事業場の施設の構造に関する基準その他の規則で定める事項を遵守しなければならない。

(改善勧告等)

第三十四条 知事は、騒音等に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二十九条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第二十六条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、同項に規定する特定施設となった日から三年間は一年間は、適用しない。ただし、その者が(振動に係る特定施設であつて規則で定めるもの)にあっては四年間、悪臭に係る特定施設にあって第二十七条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(勧告等)

第三十五条 知事は、第三十条から第三十二条までの規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(準用)

第三十六条 第十八条の規定は、第三十四条第二項又は前条第二項の規定による命令を受けた者について準用する。

第六節 特定建設作業に係る規制

(特定建設作業の実施の届出)

第三十七条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 騒音又は振動の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告等)

第三十八条 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規則で定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八条の規定は、前条第二項の規定による命令を受けた者について準用する。

第六節の二 地盤の沈下の防止のための措置

(平二五条例四〇・追加)

(指定地域及び特別指定地域の指定)

第三十九条の二 知事は、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれのある地域であって、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について把握する必要がある地域を指定地域として指定することができる。

2 知事は、前項の指定地域のうち、地盤の沈下の防止を図るために地下水の採取の状況について特に監視する必要がある地域を特別指定地域として指定することができる。

3 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、指定地域又は特別指定地域を指定しようとする場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 前二項の規定は、指定地域又は特別指定地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(平二五条例四〇・追加)

(指定揚水施設の設置の届出)

第三十九条の三 指定地域において揚水施設(動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。))であって規則で定めるもの(以下「指定揚水施設」という。)を設置しようとする者は、当該指定揚水施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 指定揚水施設の名称及び設置の場所
- 三 指定揚水施設の構造
- 四 水施設のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積
- 五 地下水の採取予定量指定揚
- 六 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、指定揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平二五条例四〇・追加)

(経過措置)

第三十九条の四 一の施設が指定揚水施設となった際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となった際現にその地域において指定揚水施設を設置している者は、その施設が指定揚水施設となった日又はその地域が指定地域となった日から

ら三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平二五条例四〇・追加)

(指定揚水施設の構造等の変更の届出)

第三十九条の五 第三十九条の三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第三十九条の三第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前まで(工事を要しないときは、その変更前)に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第三十九条の三第二項の規定は、前項の規定による届出(工事を要しないときの届出を除く。)について準用する。

(平二五条例四〇・追加)

(準用)

第三十九条の六 第十条及び第十一条の規定は、第三十九条の三第一項又は第三十九条の四第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十条並びに第十一条第一項及び第二項中「特定施設」とあるのは、「指定揚水施設」と読み替えるものとする。

(平二五条例四〇・追加)

(地下水の採取に関する定期の報告)

第三十九条の七 指定地域において指定揚水施設を設置している者は、毎年、規則で定めるところにより、当該指定揚水施設により採取した地下水に関し、規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(平二五条例四〇・追加)

(地盤の沈下の防止に係る要請)

第三十九条の八 知事は、特別指定地域における地下水の水位が著しく低下したことにより、現に地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特別指定地域において指定揚水施設(揚水機の吐出口の断面積が規則で定める断面積を超えるものに限る。)を設置している者に対し、地下水の採取を抑制するよう求めることができる。

(平二五条例四〇・追加)

第七節 化学物質の適正な管理のための措置

(指定化学物質等に関する情報の収集等)

第四十条 県は、指定化学物質等取扱事業者(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号。以下この条及び次条において「法」という。)第二条第六項に規定する指定化学物質等取扱事業者をいう。以下同じ。)による指定化学物質等(法第三条第一項に規定する指定化学物質等をいう。以下同じ。)の自主的な管理の改善を促進するため、指定化学物質等に関する情報の収集及び整理に努めるとともに、県民及び事業者に対し、指定化学物質等に関する情報の提供を適切に行うものとする。

(指定化学物質等の管理に関する計画の作成等)

第四十一条 第一種指定化学物質等取扱事業者(法第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者をいう。第四十九条第二項において同じ。)は、規則で定めるところにより指定化学物質等の管理に関する計画を自ら作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第八節 公害の防止等に関するその他の措置

(環境上の基準)

第四十二条 知事は、公害を防止するため必要があると認めるときは、公害に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の基準(以下「環境上の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、環境上の基準を定めたときは、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境上の基準が確保されるよう努めるものとする。

(公害の防止に係る協力要請等)

第四十三条 知事は、規制基準の定められていないばい煙等により、現に公害が発生し、又は明らかに発生するおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等が発生し、排出し、又は飛散させている者に対し、ばい煙等の濃度等の減少その他公害の防止に必要な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 知事は、異常な濁水その他の気象状況の影響により公共用水域の水質の汚濁、大気汚染等が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したときは、その事態を県民に周知するとともに、ばい煙等が発生し、排出し、又は飛散させている者に対し、ばい煙等の濃度等の減少について必要な措置を講ずるよう協力を求めなければならない。

(苦情の適切な処理)

第四十四条 県は、公害に関する苦情の処理の体制を整備し、及び市町村その他の行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(被害の救済)

第四十五条 県は、公害に係る健康上の被害に関し、その救済を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。

(援助)

第四十六条 県は、事業者が行うばい煙等の処理又は防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつ

せん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の援助を実施するに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(公害の防止に関する協定)

第四十七条 事業者は、公害の防止に関し、県又は市町村と協定を締結するよう努めなければならない。

(ばい煙等の濃度等の測定)

第四十八条 特定工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定施設又は特定工場等に係るばい煙等の濃度等を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(平二三条例七・一部改正)

(事故時における措置)

第四十九条 ばい煙若しくは汚水に係る特定工場等を設置している者(以下この条において「特定工場等設置者」という。)、特定有害物質使用事業者又は指定化学物質等取扱事業者は、その設置する施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙、汚水、特定有害物質、地下浸透禁止物質又は指定化学物質等が大気中に放出され、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該事故について応急の措置を講じ、かつ、当該事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 特定工場等設置者、特定有害物質使用事業者又は第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項に規定する事故が発生したときは、速やかに、当該事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。ただし、大気汚染防止法第十七条第二項の規定による通報又は水質汚濁防止法第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出をした場合は、この限りでない。

3 知事は、特定工場等設置者、特定有害物質使用事業者又は指定化学物質等取扱事業者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平二三条例七・一部改正)

(公害防止責任者の選任)

第五十条 ばい煙等に係る施設であって規則で定めるものを設置している者は、当該施設の種類ごとに規則で定める業務を行わせるため、当該施設の種類ごとにそれぞれ公害防止責任者を選任しなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する施設の種類のうち特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第四条の規定により公害防止管理者が選任されている場合は、その選任されている施設の種類のうち、適用しない。

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節 地球温暖化の防止

(地球温暖化対策の推進)

第五十一条 県、事業者及び県民は、地球温暖化の防止に資するため、その事業活動又は日常生活において、省エネルギーの推進、新エネルギーの利用その他の温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。)の排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全並びに木材の利用に関し、事業者及び県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第五十二条 温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場又は事業場として規則で定めるものを設置している者(国及び地方公共団体を除く。以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を変更したときは、速やかに、変更後の地球温暖化対策計画を知事に提出しなければならない。

(勧告)

第五十三条 知事は、地球温暖化対策事業者が前条第一項の規定による提出をしないときは、期限を定めて、地球温暖化対策計画を提出すべきことを勧告することができる。

第二節 フロン類の排出の抑制

(フロン類の排出の抑制に係る施策の推進)

第五十四条 県は、フロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類をいう。以下同じ。)の排出の抑制を図るため、フロン類の使用の合理化(同条第六項に規定する使用の合理化をいう。)及び特定製品(同条第五項に規定する特定製品をいう。以下同じ。)に使用されるフロン類の管理の適正化(同条第九項に規定する管理の適正化をいう。)に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(平二七条例一〇・一部改正)

(フロン類の放出の防止)

第五十五条 何人も、機器(特定製品を除く。)に冷媒として充填され、又は充填されていたフロン類を大気中に放出しないよう努めなければならない。

(平二七条例一〇・一部改正)

第三節 自動車排出ガスの排出の抑制

(自動車排出ガスの排出の抑制に係る施策の推進)

第五十六条 県は、自動車排出ガス(自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。))の運行に伴い発生する一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素、鉛その他の規則で定める物質をいう。以下同じ。)の排出の抑制を図るための知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自ら低公害車(自動車排出ガスが発生しないか又はその量がより少ない自動車をいう。以下同じ。)を使用すること等により、低公害車の普及を促進するよう努めるものとする。

(低公害車の購入等)

第五十七条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

2 自動車の販売を業とする者は、自動車を購入しようとする者に対し、自動車排出ガスの量その他低公害車の選択に資するための情報を適切な方法により提供するよう努めなければならない。

(自動車の走行量の抑制)

第五十八条 自動車を使用する者は、自動車を効率的に使用すること、自動車の使用に代えて公共交通機関を利用すること等により、自動車の走行量が抑制されるよう努めなければならない。

(自動車の駐車時における原動機の停止)

第五十九条 自動車を運転する者は、自動車を駐車するときは、緊急の場合その他やむを得ない場合を除き、当該自動車の原動機を停止するよう努めなければならない。

2 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車を運転する者に前項の規定を遵守させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 駐車場を設置し、又は管理している者は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車を駐車する場合には自動車の原動機を停止すべきことを周知するよう努めなければならない。

第四節 生活排水対策の推進

(生活排水の処理施設の整備方針の策定等)

第六十条 知事は、生活排水(水質汚濁防止法第二条第九項に規定する生活排水(排出水を除く。))をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水の処理施設の整備に関する方針を定めるものとする。

2 県は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(平二三条例七・一部改正)

(公共用水域の水質の汚濁の防止)

第六十一条 県民は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めなければならない。

2 何人も、キャンプ活動その他の野外活動に際しては、当該野外活動に伴って排出される水による公共用水域の水質の汚濁を防止するよう努めなければならない。

第五節 日常生活等に伴う騒音等の防止

第六十二条 何人も、日常生活又は事業活動に伴って発生する騒音又は振動により周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

第五節の二 地盤の沈下の防止対策の推進

(平二五条例四〇・追加)

第六十二条の二 県は、地盤の沈下の防止を図るため、地下水の合理的な利用の促進に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 地下水を採取する者は、地下水の合理的な利用に努めるとともに、県が実施する地盤の沈下の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(平二五条例四〇・追加)

第六節 環境物品等の調達の推進

(環境物品等の調達方針の作成等)

第六十三条 知事は、毎年度、県が行う物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。次条において同じ。)の調達の推進を図るための方針を作成し、これを公表するものとする。

2 県は、前項の方針に基づき、当該年度における物品及び役務の調達を行うものとする。

(環境物品等への需要の転換に係る施策の推進)

第六十四条 県は、環境物品等への需要の転換を促進するため、市町村が行う環境物品等の調達の状況を把握し、必要な助言を行うよう努めるものとする。

2 県は、事業者及び県民が物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合において環境物品等を容易に選択することができるよう、環境物品等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第六十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設を設置する者、特定有害物質使用事業者、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者、飲食店等営業を営む者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者、指定地域において指定揚水施設を設置する者、指定化学物質等取扱事業者又は地球温暖化対策事業者に対し、特定施設の状況その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(平二五条例四〇・一部改正)

(立入検査)

第六十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定工場等、特定有害物質使用施設を設置する工場若しくは事業場、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場所、飲食店等営業の場所、特定建設作業を伴う建設工場の場所、指定地域において指定揚水施設を設置する場所又は指定化学物質等を取り扱う場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二五条例四〇・一部改正)

(市町村の条例との関係)

第六十六条の二 市町村が定める公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したのものとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の一部を適用しない。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(平二九条例一一・追加)

(諮問)

第六十七条 知事は、特定施設、特定建設作業、規制基準及び環境上の基準を定めるときは、栃木県環境審議会の意見を聴かななければならない。

(規則への委任)

第六十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第六十九条 第十二条第一項若しくは第二項、第十六条、第十七条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十八條第二項又は第四十九條第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第七条、第九条、第二十五条第一項、第二十七条第一項、第三十九条の三第一項又は第三十九条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平二五条例四〇・一部改正)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条、第十八条(第二十四条、第三十六条及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十九条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第一項の規定に違反した者

三 第四十八条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

四 第三十九条の七項又は第六十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第六十六条第一の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平二三条例七・平二五条例四〇・一部改正)

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十条、第二十二條、第二十四條において準用する第十八條(第二十二條の規定による命令を受けた者に係る部分に限る。)、第三十三條、第四十一條、第五十二條、第五十三條、第六十五條(地球温暖化対策事業者に係る部分に限る。)、第六十九條(第二十二條に係る部分に限る。)並びに第七十一條第一号(第二十四條において準用する第十八條(第二十二條の規定による命令を受けた者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第四号(第六十五條中地球温暖化対策事業者に係る部分に限る。)の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定有害物質使用施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該特定有害物質使用施設については、改正後の栃木県生活環境の保全等に関する条例(以下「新条例」という。)第二十條、第二十二條及び第二十四條において準用する第十八條の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、これらの規定の施行の日から三年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に工場又は事業場(悪臭に係る特定工場等を除く。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該工場又は事業場については、新条例第三十三條の規定は、同條の規定の施行の日から一年間は、適用しない。

4 この条例の施行前に改正前の栃木県公害防止条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中こ

れに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二三年条例第七号)

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、第四十九条第二項及び第六十条第一項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成二三年規則第一一号で平成二三年四月一日から施行)

附則(平成二五年条例第四〇号)

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第二章第六節の次に一節を加える改正規定(第三十九条の二に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年条例第一〇号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則(平成二九年条例第一一号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。